

済生会福島総合病院物流管理システム 仕様書

第1 業務全般

- (1) 診療材料、医薬品、事務日用品、印刷物、等が一元管理できること。
- (2) ID、パスワードによるログイン制限が可能であること。
- (3) 当該システムの操作マニュアルが提供できること。また入力項目の意義の説明が明記されていること。
- (4) 登録品目を検索する場合には、品目コード入力または、品目名、規格、メーカー名、略称、品目種別でも検索可能であること。
- (5) 品目、業者、部署コード等の入力時に、画面上でコードリストの表示・選択が可能であること。
- (6) 発注・受払データの保存期間については、36ヶ月以上保存可能であること。
- (7) 償還価格、薬価、定価等の改定があった時は、外部からのファイル取り込み等で一斉に自動更新できること。また手動での更新も可能とすること。
- (8) 納入価格を遡って更新できること。
- (9) 適正在庫に保てるように対象品目に自動発注がかかる発注点管理が可能であること。
- (10) バーコードリーダ入力が可能であること。バーコード台帳、バーコードカードの印刷が可能であること。
- (11) 品目コードをバーコードカード化し、物品へ貼付できること。
- (12) パソコンでの統計データの容易な抽出と統計データの加工及び統計表の作成が可能であること（登録物品マスタ、発注・受払データが Excel で扱える形式で出力可能であること）。
- (13) 複数の端末よりデータやプリンタを共有することが可能であること。
- (14) 物流管理業務の受託者が変更となった場合を想定して、新しい受託者に対しシステム運用に必要な研修を行えるようにすること。

第2 部署請求業務

- (1) 定数リストを用いた物品請求方式に対応できること。
- (2) 使用を中止した物品についても実績の確認、ファイル出力ができること。

第3 発注管理業務

- (1) 発注する品目については、発注予定データとして入力・修正が可能であること。
- (2) 品目名称、規格、単位の表示が可能であること。
- (3) 1日に複数回の発注予定入力が可能であること。
- (4) 過去日での発注が可能であること。
- (5) 在庫数量と各部署への払出予定を参照し、発注点以下になった品目について発注予定データが自動生成されること。
- (6) 発注点以下になったことにより自動生成された発注予定データの修正及び追加が可能であること。
- (7) 発注伺書を帳票出力できること。
- (8) 日にち指定での発注停止が可能であること。発注停止日を過ぎた品目を発注しようとした場合、エラーを表示するか、発注できないようにできること。

- (9) 業者ごとに発注書の作成が可能であること。発注日、伝票番号、業者名、納品場所、品目名、規格、包装単位、発注数ごとの単価、メーカー名、定価、納入価の出力可能であること。
- (10) 発注書の修正、再発行が可能であること。発注書修正時には、発注日付を指定すること。発注日付と業者を指定することにより、発注書の内容を表示し、品目等を修正することが可能であること。
- (11) 発注数、納品数、未納数を物品マスタ画面に一覧で表示することが可能であること。未納分がある発注は、納品管理画面と連動表示し、納品処理を行うことが可能であること。
- (12) 返品入力ができること。その際に返品金額の変更（納入価の変更）ができること。
- (13) 仮伝票で納品済みの品目について発注ができること。
- (14) 預託品については、預託補充発注書が作成できること。
- (15) 持込品については、持込物品使用報告書が作成できること。
- (16) 発注書は物品区分別（診療材料、医薬品、事務日用品、印刷物等）に作成されること。
- (17) 発注書にあらかじめ設定した、納品希望日などのコメントを記載することができること。

第4 納品管理業務

- (1) 発注データをもとに納品処理が可能であること。未納がある発注書のみの表示が可能であること。業者名、発注日付を表示すること。また、一括の納品登録が可能であること。
- (2) 納品処理の際に、重複処理ができないようになっていること。
- (3) 納品処理後の修正が可能なこと。
- (4) 分割納品に対応していること。
- (5) 期間の指定をして納入単価の変更が可能であること。また、変更日を指定できること。
- (6) 発注を行わなくても、未発注納品のデータとして納品処理が可能であること。その際に納品伝票番号の入力ができること。
- (7) 未来日及び過去日の納品が可能であること。
- (8) 直納品については、納入部署の指定が可能であること。
- (9) 返納・値引・値増の処理が可能であること。返納時には、納入価の指定が可能であること。
- (10) 購入台帳を作成可能であること。納品入力された内容の一覧表を作成可能であること。帳票出力時、納品日付の範囲指定、業者指定が可能であること。業者名、品目名、規格、納品日、納品区分、単価、納品数量、納品金額、メーカーの出力が可能であること。業者別、納品日付別に出力可能であること。
- (11) 発注残リストを作成可能であること。帳票出力時、業者指定が可能であること。業者名、品目名、規格、発注数、未納数、単価、発注金額、発注日の出力が可能であること。業者順に出力可能であること。
- (12) 購入実績表を作成可能であること。購入実績をもとに指定期間の集計表が出力可能であること。帳票出力時、納品年月の範囲指定、出力順、納品区分の指定が行えること。
- (13) 預託品購入処理（部署直納品を使用した場合の消化払い方式）に対応できること。
- (14) 預託品について、消費日と購入計上日をそれぞれ別々に登録できること。
- (15) 物品別、納品日別に納品された内容の一覧表を作成できること。
- (16) 物品別に発注残リストを作成できること。
- (17) 持込納品機能を有しており、発注データの無い納品に関しても入力が可能であること。

第5 在庫管理業務

- (1) 棚卸表を部署別に作成できること。
- (2) 棚卸表に基づいて棚卸数の入力ができること。
- (3) 棚卸更新が行えること。実在庫数に合わせて登録している部署在庫数を更新可能であること。その差は棚卸損益として計上できること。また、棚卸の実績を期間指定で参照可能であること。
- (4) 現在庫数一覧表を作成可能であること。品目種別コード、集約条件（品目別、品目契約別）の指定が可能であること。登録物品ごとに品目名、規格、包装数、メーカー、在庫数、在庫金額が出力可能であること。
- (5) 月締め在庫一覧表を作成可能であること。指定月の在庫状況一覧表が出力できること。
- (6) 不動在庫リストを作成可能であること。指定月以降に受払の動きがない品目の一覧表を作成できること。品目名、規格、在庫数、最終払出日が出力可能であること。
- (7) 年間を通して在庫の受払及び在庫金額の評価においては、最終仕入原価法で金額が計算できること。
- (8) 棚ラベルの発行ができること。
- (9) 部署ごとに定数及び管理単位を任意に設定することができること。
- (10) 部署別、物品別に定数一覧表を作成できること。

第6 払出管理業務

- (1) 請求日、請求部署、在庫、棚番号の表示が可能であること。
- (2) 払出時に発注点切れが生じた場合は、発注予定データを自動生成できること。
- (3) 日付と部署を選択し、返品入力が可能であること。
- (4) 払出リストが日付指定で再発行できること。
- (5) 後送リストを帳票出力できること。
- (6) 後送一覧表を帳票出力できること。
- (7) 入力した払出データは、部署別物品ごとに修正・削除が行えること。
- (8) 払出一覧表を作成可能であること。品目種別、部署、業者の指定が可能であること。
- (9) バーコードで払出登録ができること。
- (10) IC タグを用いて払出登録ができること。
- (11) IC タグ付きカードは委託業者にて発行ができること。

第7 定数管理業務

- (1) 物品を管理するバーコードで定数運用ができること。
- (2) 定数配置部署ごとに、定数の登録・修正が可能であること。
- (3) 定数単位での払出が可能であること。
- (4) 定数リストを作成可能であること。
- (5) 定数リストの並び順は、任意に指定・変更できること。

第8 契約支援業務

- (1) 単価契約対象品目の抽出が可能であること。対象品目の物品名、メーカー、契約単位、入数、定価、償還価格等、現在の契約価格を一覧で出力可能であること。
- (2) 購入実績数の抽出が可能であること。指定期間の購入データをもとに、購入予定数を算出できる

こと。

- (3) 契約価格を一括で更新できること。
- (4) 毎日の業者ごとの発注金額を出力できること。それをもとに、発注伺書を出力できること。
- (5) 業者ごとの購入金額を算出でき、日ごとの購入品目・数量を一覧にして出力できること。
- (6) 償還分類ごとに各部署別の使用金額を算出でき、一覧にして出力できること。
- (7) 破棄・破損などの減耗損にあたる金額を算出でき、日ごとの品目・数量を部署別に一覧にして出力できること。
- (8) 月締めで業者ごとの購入金額を算出でき、日ごとの購入品目、数量を一覧にして出力できること。
- (9) Excel ファイルからのデータの取り込みが可能で、契約金額や契約業者などの更新を一括できること。また、取り込み用のフォーマットの出力も可能であること。

第9 マスタ管理業務

- (1) 物品マスタには以下の項目が設定でき管理が可能であること。また半角入力が可能であること。
 - a) 物品コードを任意にコード付けが可能であること。
 - b) 物品名の入力が可能であること。
 - c) 規格、商品番号、型番の入力が可能であること。
 - d) 梱包数の入力が可能であること。
 - e) JAN コードの入力が可能であること。
 - f) 診療材料は外部連携コードの入力が可能であること。
 - g) 診療材料はレセプト電算コードの入力が可能であること。
 - h) 医事コードの入力が可能であること。
 - i) メーカー、販売元の入力が可能であること。
 - j) 仕入先、発注先の入力が可能であること。
 - k) 用途分類（大、中、小）の入力が可能であること。
 - l) 課税・非課税の消費税区分と、税制改正に対応できること。
 - m) 発注点、発注量の設定が可能であること。
 - n) 契約価格の入力が可能であること。また複数履歴の管理が可能であること。
 - o) 過去日または未来日の価格変更が入力できること。また、指定した変更日からの適応になること。
 - p) 在庫単位、最小払出単位、発注単位の3種類の管理が可能であること。それぞれの換算が可能であること。
- (2) 新規マスタの作成時には、既存のマスタのコピーが可能であること。
- (3) 各種マスタの一覧表の作成が可能であること。
- (4) 各種マスタファイルの登録・修正・更新が可能であること。
- (5) Excel ファイルからマスタの取り込みが可能であること。物品コードを参照して、付随する業者や納入価格の情報を一括更新できること。取り込み用のフォーマットの出力も可能であること。
- (6) 既定フォーマットを用いて最新の特定保健医療材料マスタを一括で更新できること。
- (7) 契約金額、契約業者、定価、償還価格の更新の際、履歴作成を用いることで、過去のデータも参照できること。

第11 ハードウェア構成

(1) サーバーは次の仕様とする。

サーバー台数 1 台

サーバータイプ タワー型

- ・コアの数 8 以上
- ・スレッド数 16 以上
- ・キャッシュ 24MB 以上
- ・メモリサイズ 16GB 以上
- ・HDD 保存法 RAID5
- ・HDD 容量 2TB 以上
- ・HDD 回転数 7,200RPM 以上
- ・データ転送速度 SAS、6Gbps 以上
- ・無停電電源装置、5 年保障含む 1 台

別途ソフトが必要な場合については、調達費用に含めること。

- ・サーバー用ウイルス対策ソフト 病院調達
- ・5 年間以上のハードウェア保守を含む

システムの稼働に必要なバックアップソフト、データベース管理ソフト等を含むこと

19 程度のモニタ、マウス、キーボード

当院 2 階の電子計算機室に納品・設置すること。

サーバーと端末のネットワーク工事は病院で実施する。

(2) デスクトップパソコン本体は次の仕様とする。

- ・必要台数 3 台
- ・OS Microsoft Windows 11 Pro 以上
- ・OS 型式 64bit 版
- ・CPU Intel Core i5 2.5GHz/デュアルコア以上
- ・メモリ 16GB 以上
- ・通信機能

ネットワーク接続ができること

- ・オフィスソフト Microsoft Office Home 2024
(Word、Excel、PowerPoint が使用可能であること) 3 式
- ・ウイルス対策ソフト 病院調達
- ・モニタ 21.5 インチ以上の任意のディスプレイ
- ・マウス USB 接続、光学式 3 個
- ・キーボード USB 接続、日本語 106 または 109 キーボード 3 台
- ・設置場所 1 階物流倉庫内、2 階会計課

(3) 付属機器は次の仕様とする。

- ・LAN ケーブル等 必要数
- ・バーコードリーダー 2 台
- ・レーザープリンタ 1 台 (白黒印刷)
- ・HUB 必要数
- ・外付け FAX モデム 1 台 (USB 接続)

ただし、デスクトップおよびノートパソコンが内蔵 FAX モデムを有する場合は不要

- ・秘話機能付き電話線分配器 1 台
 - ・IC タグリーダー機器 必要部署数
- その他本提案に必要な機器
- リモート保守に必要な光回線の接続機器

第 1 2 操作研修

(1) 操作手順書及び運用手順書

予めソフトウェア等に添付されているマニュアルの他に、システム操作について管理者及びユーザが初めて操作する場合でも理解できるよう、操作手順書等を作成すること。提出にあたっては、紙ベース及びPDF ファイル形式を各 1 部提出すること。

(2) 操作研修

システム操作説明のため、操作研修を実施すること。

第 1 3 保守サポート

- (1) システムトラブル対応は、平日 9:00～17:00 で受付すること。(土日祝を除く)
- (2) サーバーのシステムログを確認できるようにし、適宜必要なセキュリティパッチを適応して運用保守を行うこと。
- (3) 本システムサーバー障害時には復旧対応を行い、ハードウェアの障害についても一次対応を行うこと（二次対応については販売メーカーに引き渡して対応すること）。
- (4) 本システムソフトウェア障害時には復旧対応を行い、ハードウェアの障害についても一次対応を行うこと（二次対応については販売メーカーに引き渡して対応すること）。
- (5) オペレーション指導を行うこと。作業従事者からのシステム操作の問い合わせに電話・FAX・メール・遠隔操作で対応すること。
- (6) トラブル対応を行うこと。操作ミスなどによりリカバリーやデータベースの修正の生じた場合に電話・FAX・メールにより指導で対応すること。
- (7) 遠隔保守（リモートメンテナンス）を行うこと。ネットワークを通じて当院の本システムのPCに接続し、動作状況の確認や障害復旧を行うこと。操作ミス等によるデータ破損・損失が発生した場合、動作状況確認や障害復旧は、別途費用となる。
- (8) 初年度の保守費用は本稼働時から発生するものとする。
- (9) 第 1 1 (3) 記載の光回線の接続に伴う通信料は病院の負担とする。

第 1 4 その他

本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、事業者と協議のうえ決定する。